

忍野村災害廃棄物処理計画 概要版

平成29年3月

(令和4年3月改定)

忍 野 村

概要版目次

1. 災害廃棄物処理計画の目的	-----	1
2. 処理計画の基本的考え方	-----	3
3. 発災後の時期区分	-----	5
4. 初動準備対応時における各主体の行動	-----	6
5. 初動対応時における各主体の行動	-----	7
6. 応急対応時における本村の役割	-----	8
7. 一般廃棄物処理における処理主体の行動	-----	9
8. 災害廃棄物処理における処理主体の行動	-----	9
9. D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携	----	11
10. 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の活用	-----	12
11. 仮設処理施設の検討	-----	13
12. 仮設処理施設の運営・管理	-----	14
13. 損壊家屋等の解体・撤去	-----	15
14. 県への事務委託	-----	17

忍野村では、「災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定した後、国・県の改訂指針や課題等を踏まえ、災害時に発生した廃棄物の処理体制を確立し、災害発生時に適正且つ迅速に対応するため「災害廃棄物処理計画」を改定しました。

本概要版は、「災害廃棄物処理計画」から改定したデータを抜粋したものです。

詳しい内容については、本編をご覧ください。

1. 災害廃棄物処理計画の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった巨大地震、広島土砂災害、関東・東北豪雨、九州豪雨、西日本豪雨といった風水害等の災害が頻発し、被害も激甚化しています。

表1に過去の災害と災害廃棄物処理期間を示します。

このような災害に伴い大量に発生した、普段では見られない特徴のあるごみ「災害廃棄物」は、通常の方法での処理は困難であり、廃棄物の処理完了まで長期の期間を要します。災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全安心のための迅速な対応が必要になります。村民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国においても、これらの災害による大量の災害廃棄物の発生に鑑み、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取り組みを進めています。さらに、平成30年3月に災害廃棄物対策指針の改定を行い、実践的な対応につながる事項や平時の備えの充実を図っています。

山梨県（以下「県」という。）においても、平成29年4月に山梨県災害廃棄物処理計画を策定し、その後、国の指針改定や、災害時の初動対応手順や事前検討事項が取りまとめられた災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和2年2月）が示されたことから県は改定指針等に加え、近年の災害に伴い講じられた災害対応や、令和元年度台風に伴い県職員が被災地支援で得られた経験等によって明らかになった課題等を踏まえ、令和3年3月に災害廃棄物処理計画を改定しました。

本計画は、忍野村が平成29年3月に策定をした後の国・県の改訂指針や課題等を踏まえ、自然災害による被害を抑止・軽減するために、被害を予防するための方策と、災害時に発生した廃棄物の処理体制を確立し、災害発生時に適正且つ迅速に対応するための改定版とします。

表1 過去の災害と災害廃棄物処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
阪神・淡路大震災	1995年 1月	1,500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
新潟県中越地震	2004年 10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
東日本大震災	2011年 3月	3,100万トン ※津波堆積物含む	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 ※福島県除く
広島県土砂災害	2014年 8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
関東・東北豪雨	2015年 9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016年 4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨	2018年 7月	200万トン	全壊：6,603 半壊：10,012 一部損壊：3,457 床上浸水：5,011 床下浸水：13,737	約2年
北海道胆振地方 東部地震	2018年 9月	7万4千トン	全壊：491 半壊：1,816 一部損壊：47,105	約2年
令和元年房総半島 台風・東日本台風	2019年 9月,10月	215万トン (R1.12時点)	全壊：3,567 半壊：32,738 一部損壊：102,132 床上浸水：7,903 床下浸水：22,710 (R2.1時点)	約2年

出典：近年の自然災害における災害廃棄物対策について 令和元年7月3日及び令和2年10月29日

令和元年台風第15号・第19号における災害廃棄物対応 環境省 令和2年3月3日

平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録 環境省北海道地方環境事務所 令和3年3月

2. 処理計画の基本的考え方

(1) 基本的考え方

本村は、自らが被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平時に準備しておくとともに、支援市町村になることも想定し、必要となる事項を計画する必要があります。

(2) 発災前後の段階における考え方

災害廃棄物対策の処理に関する計画は、図1に示すように①平時②初動準備対応③初動対応④応急対応⑤復旧・復興の段階に大別されます。

それぞれの段階における計画作成の考え方を図2に示します。

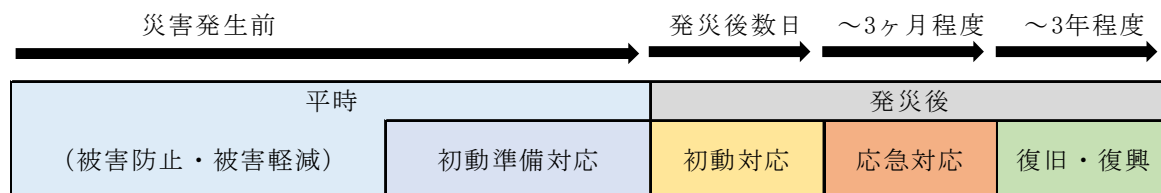


図1 時期区分の考え方

	市町村等		県
	体制整備	廃棄物処理	
平時	組織体制の整備 協力・支援体制の整備 職員の教育訓練	一般廃棄物処理施設の強靱化 し尿・避難所ごみ対策の検討 処分方法の検討 (災害廃棄物発生量の推計) 収集運搬体制の検討 仮置場の検討 住民等への啓発・広報	組織体制の確認 関係機関との連絡体制の整備 協力・支援体制の整備 職員の教育訓練 収集運搬体制の整備 仮置場候補地のリスト化(県有地) 取組状況の把握
初動準備対応	組織体制の確認	廃棄物処理施設の安全性の確認 仮置場の事前準備 住民等への広報の準備	組織体制の確認 関係機関との連絡体制の確認 市町村等の準備状況の把握 国への報告
初動対応・発災後数日	体制整備・被害・状況把握	し尿・避難所ごみの処理 災害廃棄物の発生量の推計 仮置場の設置及び住民等への周知 収集運搬体制の整備	組織体制の整備 連絡体制の整備 関係機関等との調整 支援体制の整備 市町村間の調整支援 情報収集・ニーズの把握 国への報告
応急対応・発災後3ヶ月	関係機関等と連携した体制整備	災害廃棄物処分方法の検討 災害廃棄物処理実行計画の策定 仮置場の管理・運営 環境対策・環境モニタリング 損壊家屋等の撤去・解体 県への事務委託の検討	広域的な組織体制の整備 (国・他都道府県) 市町村より事務委託を受けた場合の 仮置場設置の検討・調整 情報収集・ニーズの把握 国への報告
復旧・復興	状況に応じた体制の見直し	災害廃棄物の処理及び進行管理 仮設処理施設の設置判断 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き	災害廃棄物処理実行計画に基づく処理 の進捗管理

図2 段階別の計画作成の考え方

3. 発災後の時期区分

発災後は時期により各主体の行動内容が異なります。

本計画では時期別にそれぞれの行動を区分して策定しました。表2に発災後の時期区分と特徴を示します。

表2 発災後の時期区分と特徴

初動準備対応	災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する時期 （体制整備の確認、廃棄物処理施設の確認、仮置場の事前準備、災害廃棄物発生に備えた広報の準備）	平時
初動対応	人命救助が優先される時期 （体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期 （主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期 （災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 （一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※発災後の期間は、目安であり災害規模や内容によって異なります。

4. 初動準備対応時における各主体の行動

初動準備対応時における各主体の行動を図3に示します。

主体	初動準備対応		
忍野村	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内部及び外部との連絡手段の確認 ・関係団体等への協力・支援確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の安全性の確認 ・仮置場の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に備えた広報の準備
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・忍野村等被災市町村との連絡手段の確認 ・組織体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・支援ニーズの把握 ・国への連絡体制の確認 	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害都道府県からの情報確認、支援ニーズの確認 	
支援地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・忍野村との連絡手段の確認 		
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・忍野村との連絡手段の確認 		

図3 初動準備対応時における各主体の行動

5. 初動対応時における各主体の行動

初動対応時における各主体の行動を図4に示します。

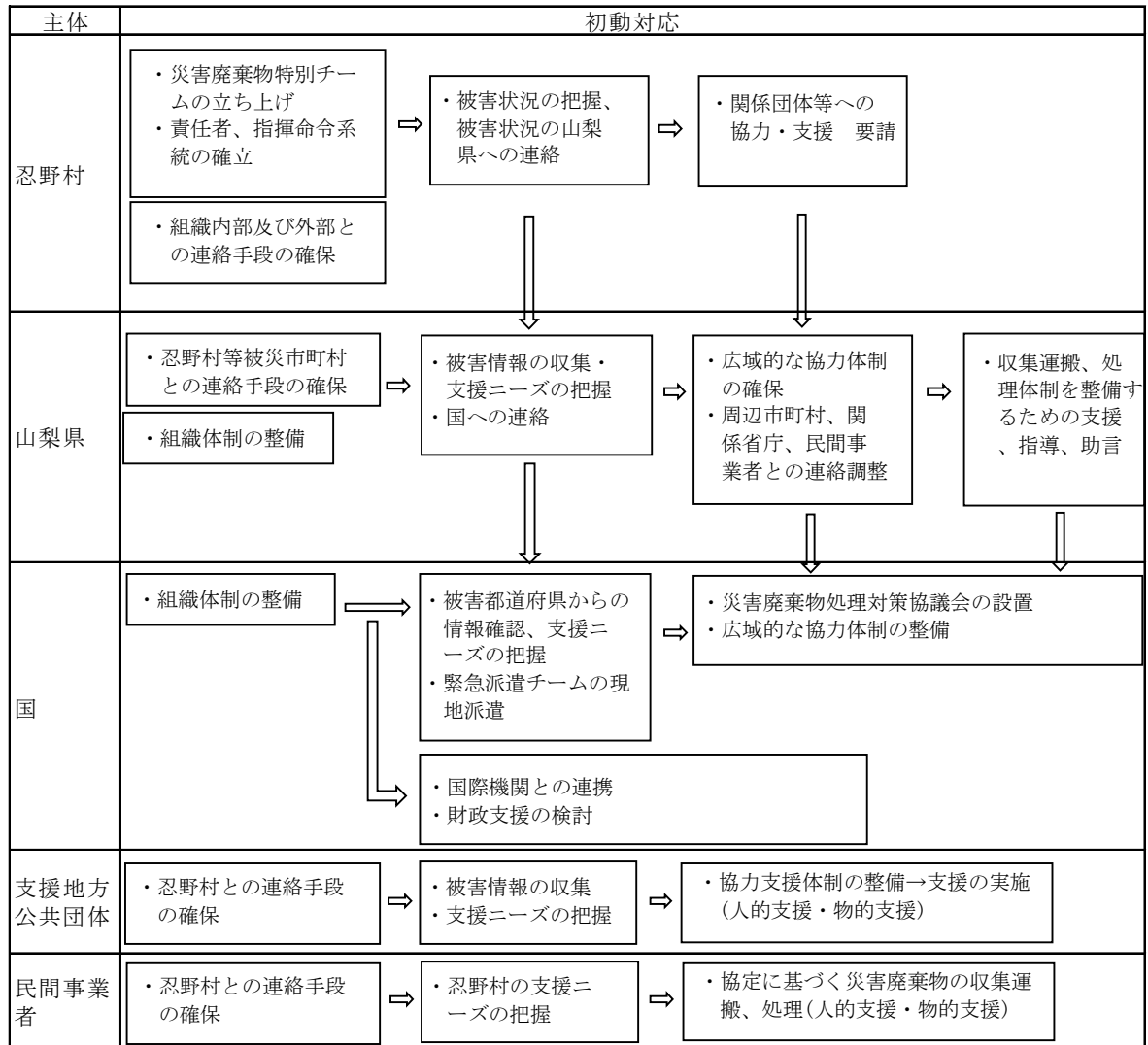


図4 初動対応時における各主体の行動

6. 応急対応時における本村の役割

応急対応時における本村の主要な役割内容を表3に示します。

表3 応急対応時における本村の主要な役割

担当部署	内容	備考
環境水道課	<ul style="list-style-type: none">・仮置き場、仮設トイレ・仮置き場運営管理・対外交渉・住民等への啓発・広報・処理実行計画作成	民間事業者と連携
建築課	<ul style="list-style-type: none">・道路障害物の撤去・運搬	自衛隊、警察、消防と連携
総務課	<ul style="list-style-type: none">・物品管理・資金管理	
富士吉田市環境美化センター	<ul style="list-style-type: none">・ごみ収集、し尿処理	民間事業者と連携

7. 一般廃棄物処理における処理主体の行動

一般廃棄物処理における処理主体の行動フローを図5に示します。

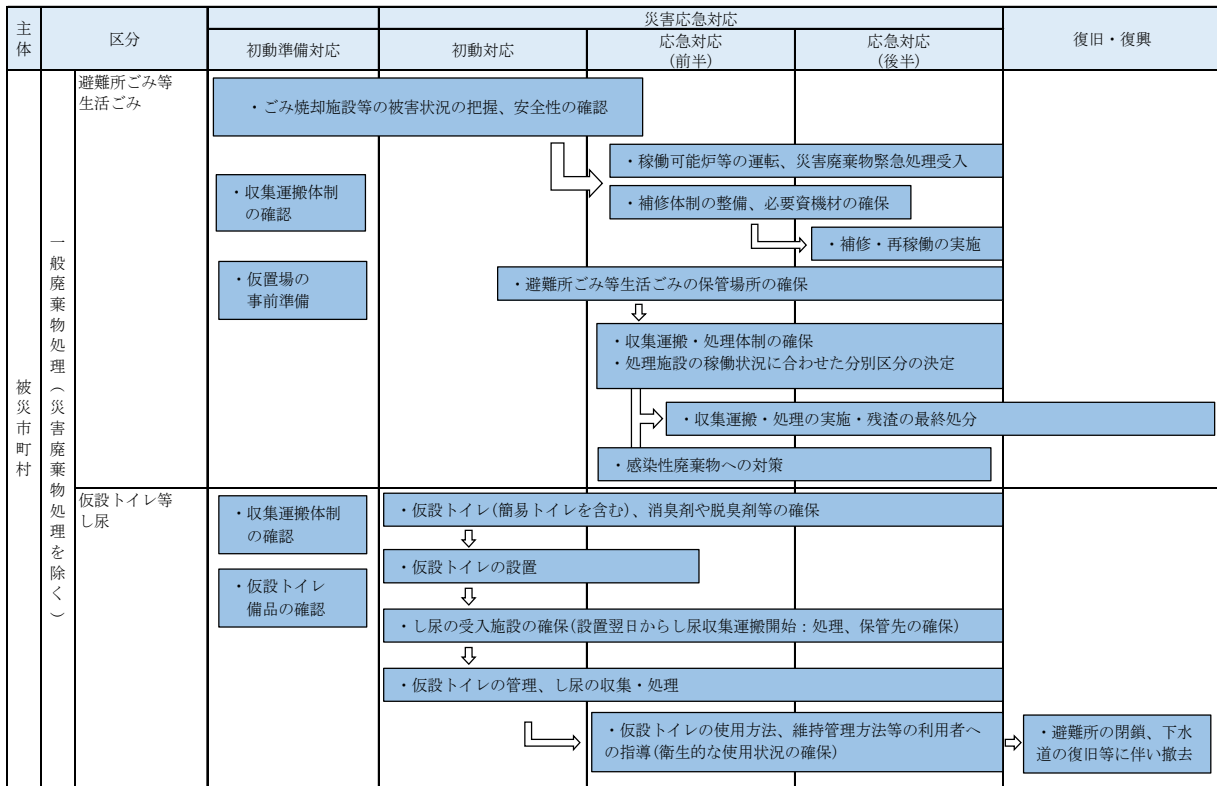


図5 一般廃棄物処理における処理主体の行動フロー

8. 災害廃棄物処理における処理主体の行動

災害廃棄物処理における処理主体の行動フローを図6に示します。

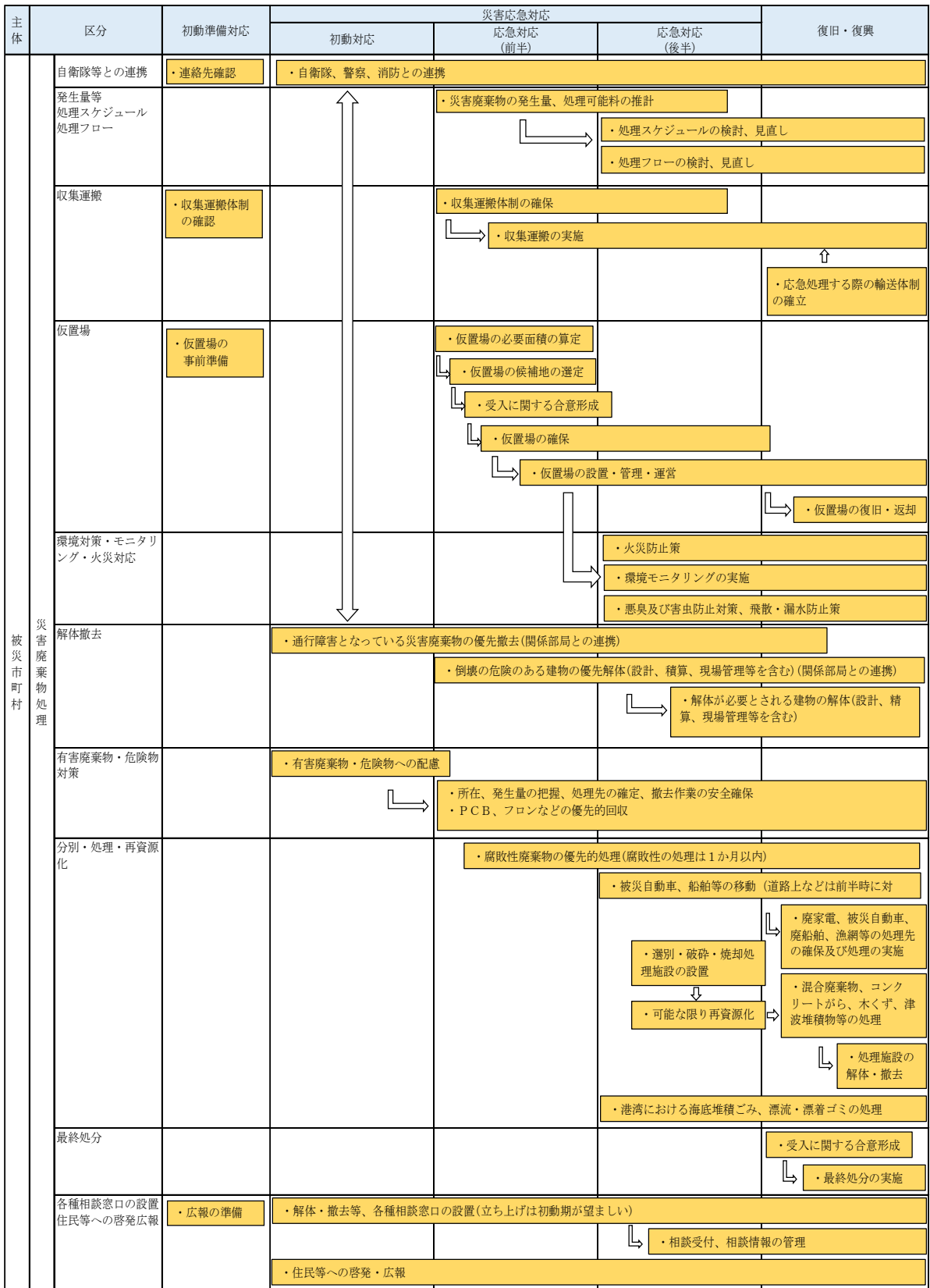


図6 災害廃棄物処理における処理主体の行動フロー

9. D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携

本村だけでは十分な処理体制が構築できない場合は、環境省・地方環境事務所を中心として国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）」の仕組みも活用します。

災害時におけるD. Waste-Netの支援の仕組みについて図7に示します。

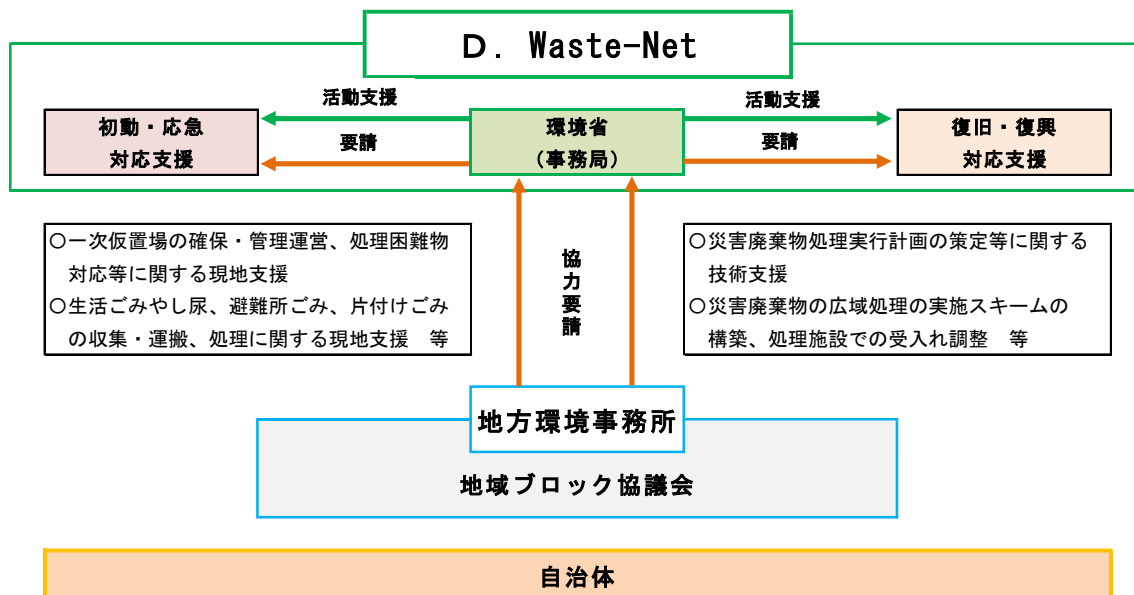
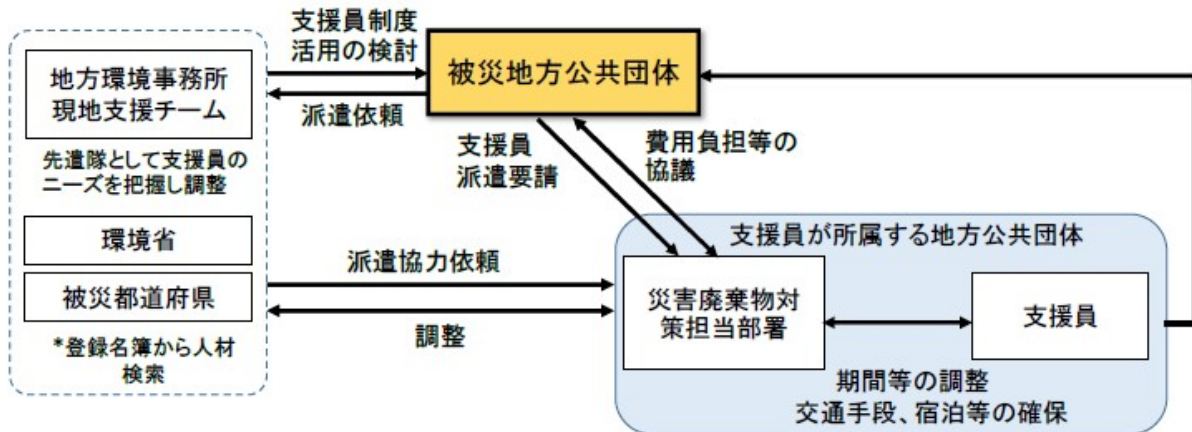


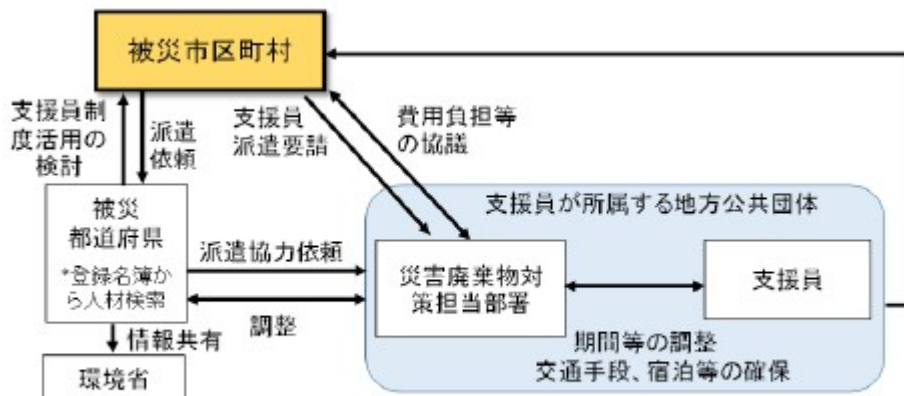
図7 災害時におけるD. Waste-Netの支援の仕組み

10. 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の活用

災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発しており、東日本大震災、平成27年9月関東東北豪雨、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等の災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援する制度を活用して、災害廃棄物処理を円滑に進めていきます。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合



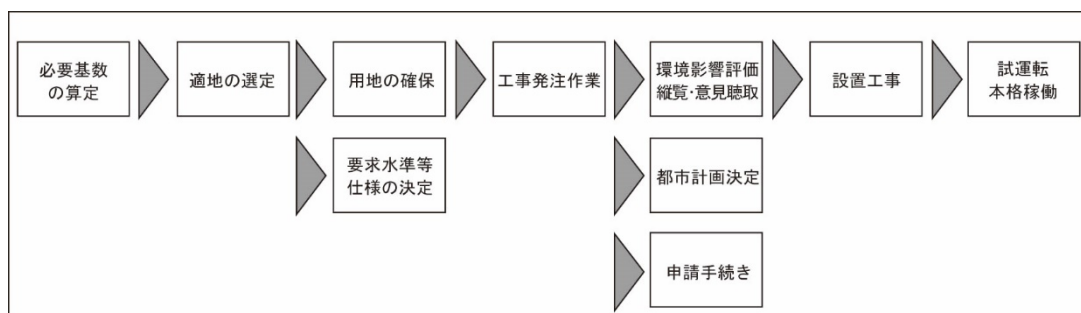
被災都道府県内で制度を活用する場合

1 1. 仮設処理施設の検討

本村の災害廃棄物の焼却は、富士吉田市環境美化センターで行うことになります。

発災後、同センターの被災程度及び災害廃棄物の発生量によっては仮設処理施設を設置することを検討します。仮設処理施設を設置を迅速に行うために、処理開始までの期間短縮や手続き等を簡易化できる特例があります。

図8に東日本大震災の事例における仮設処理施設の設定フローを示します。



資料：災害廃棄物対策指針

図8 仮設処理施設の設定フロー

仮設処理施設の設定に関する手続きは、平時の一般廃棄物処理施設の設定に関する手続きと基本的に同じであり、本村が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法第8条第2項の事項を記載した届出書及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（生活環境影響調査）の結果を記載した書類を添えて提出する等の手続きを図りますが、平成27年廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年7月17日公布）において、仮設処理施設の迅速な設置を図るべく、災害時における廃棄物処理施設の新設に係る特例措置が整備されているため検討します。

(1) 環境影響評価の実施及び縦覧・意見聴衆（廃棄物処理法第9条の3第2項）

縦覧・意見聴取は市町村で定める条例の規定に基づいて実施します。

- ・市町村条例の規定により非常災害時に限り縦覧期間の短縮が可能

(2) 廃棄物処理法に基づく県への届出（廃棄物処理法第9条の3第1項）

設置の30日前までの届出が必要（最終処分場については60日前）です。

- ・事前の県知事との協議により非常災害時に限り期間短縮が可能
建築基準法第51条の規定にも留意が必要です。
- ・建築基準法・都市計画法の設置手続き

建築物を新設もしくは増設する場合は、規模、種類に応じ都市計画決定や開発

許可申請等の手続きが必要となります。しかし、都市計画区域内にごみ処理施設を設置する場合は、都市計画決定は必要となりますが、事務処理市町村等が行う開発許可申請については、県知事との協議でよいとされています。災害時の特例として、建築基準法第 85 条第 2 項の規定により官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物として許可を受けた場合は、建築基準法の一部が適用されないと規定されており、敷地の位置にかかる都市計画決定、建築確認申請の手続き等の建築基準法上の規定が免除となります。

1 2. 仮設処理施設の運営・管理

仮設処理施設の管理・運営を行う際、次の事項に留意します。

- 仮設処理施設への投入前の分別作業の徹底による処理残さの削減
- 仮設焼却炉において、水分量の多い災害廃棄物进行处理する際の助燃材（解体木くず、廃プラスチック類又は重油）の確保
- シート設置やテント内設置による降雨対策

13. 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去を行う際は、表4に示す内容に留意します。

表4 損壊家屋等の解体・撤去の留意事項

時期	留意事項
平時災害予防	損壊家屋の解体・撤去は、関係部局と連携することが肝要
	重機作業があるため、設計、積算、現場管理等の人員が必要
	道路障害物や倒壊の危険性が高い家屋等を優先的に解体するなどの優先順位の検討
	家屋の撤去では所有者の同意書を受理の上、所有者立ち会いのもと、作業を実施する旨のシステム構築
応急対応時	優先的に解体を実施する場合であっても、分別を考慮し緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない
	優先的な解体・撤去は危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する
	解体申請窓口を設置する
	発災直後に関しては、解体申請にとらわれず倒壊の危険性のあるものに限定することも考慮する
	解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立ち会いを求め、解体範囲等の終確認を行う
	解体・撤去完了後現場立ち会いを行い、履行を確認する
復旧・復興時	優先順位の高い建物の解体・撤去完了後も引き続き必要な建物の解体・撤去を順次行う
	災害応急対応時において倒壊の危険性のあるものに限定し解体事業を発注した場合は、残りの解体・撤去が必要な建物についても漸次解体事業の発注を行う
	被災規模が大きく、広い範囲で解体・撤去が必要な場合、作業の発注は、建物毎でなく、地区毎に行い、効率化を図る
	解体・撤去にあたっては、重機の移動などが効率的に行えるよう解体・撤去順序を検討する
	解体・撤去の順序を決定し、地域毎の解体・撤去予定時期を広報する
	広報の対象は、建物所有者だけでなく周囲の住民も含める
	再資源化率を高めるためには混合状態を防ぐことが重要であるため、その後の処理方法を踏まえた分別解体を徹底する。分別解体・撤去は時間とコストを要するが、混合廃棄物量を減らすことで、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できる

資料：災害廃棄物対策指針

損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が行います。本村は、災害の規模に応じ公費解体を行うか、判断を行う必要があります。

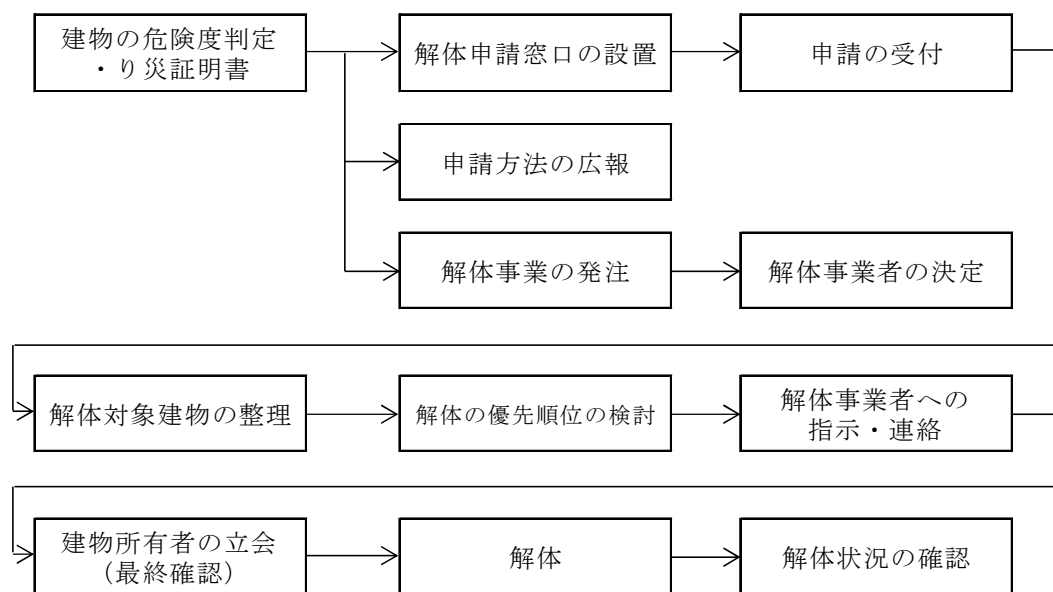
損壊家屋等の公費解体の実施判断については次の考え方にに基づき行います。

- ・原則、所有者が解体を行います。
- ・災害の規模に応じ、現地調査による危険度判断を行い、所有者の意思確認や生活環境保全上の必要性等以下の留意点に基づき、公費解体の必要性判断を行います。

【留意点】

- ・災害により損壊したものであるか
- ・生活環境保全上、必要と判断できるか。(周辺への二次災害の危険性等)
- ・損壊家屋等の所有者が、本村によって完全な取り壊しを行うことを了解しているか。(修繕により発生する廃棄物は災害廃棄物とはならない。)

また、解体・撤去の手順を図9に示します。



資料：災害廃棄物対策指針

図9 解体・撤去の手順

- ①損壊家屋等の公費解体に係る受付の設置・申請方法の広報
- ②申請があった損壊家屋等の優先順位の検討
- ③解体事業者の契約・発注
- ④撤去・解体作業前の所有者確認（最終確認）
- ⑤損壊家屋等の撤去・解体の実施

14. 県への事務委託

本村は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託します。

ただし、災害廃棄物処理業務の「一部」を県に委託するのであって、可能な限り自ら災害廃棄物処理を行うことが原則となります。県への事務委託の流れを表5に示します。

表5 県への事務委託の流れ

忍野村	県
<p>①委託に関する打合せ</p> <p>②委託依頼（申出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託依頼文書送付 <p>③委託協議の議決（地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託協議を議決（又は専決処分） ・予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが必要（地方自治法第222条第1項） <p>④委託協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付 <p>⑦告示</p>	<p>①委託に関する打合せ</p> <p>②委託について通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知文書、委託規約（案）、専決処分（案） <p>④委託協議の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託協議の受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分） <p>⑤受託決定通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定通知書送付 <p>⑥告示依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示依頼書送付 <p>⑦告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公報登載 <p>⑧総務大臣への届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託規約、県議会議決書謄本、市町村議会議決書謄本、県告示送付

※資料：災害廃棄物対策指針

忍野村災害廃棄物処理計画（概要版）

平成29年3月（令和4年3月改定）

編集・発行

忍野村役場 環境水道課
〒401-0592
山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
TEL：0555-84-3111（代表）
FAX：0555-84-7805